

岩手県告示第398号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成29年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
遠野市	当該市町村で定める場所	平成29年6月19日（午後）から同月23日（午前）まで
八幡平市	〃	平成29年7月4日から同月7日まで
岩手町	〃	平成29年7月11日及び同月12日
滝沢市	〃	平成29年7月13日及び同月14日
岩泉町	〃	平成29年7月19日（午後）から同月21日（午前）まで
洋野町	〃	平成29年7月24日（午後）から同月26日まで
軽米町	〃	平成29年7月27日
二戸市	〃	平成29年8月1日（午後）から同月4日まで
久慈市	〃	平成29年8月21日（午後）から同月25日（午前）まで
九戸村	〃	平成29年8月29日（午後）及び同月30日（午前）
葛巻町	〃	平成29年8月30日（午後）及び同月31日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター